

第 5 章

量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育提供区域を定め、区域ごとに教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

本町では、教育・保育提供区域を町全体の1区域とし、利用者のニーズや提供体制に応じ、柔軟に対応することができるようにします。

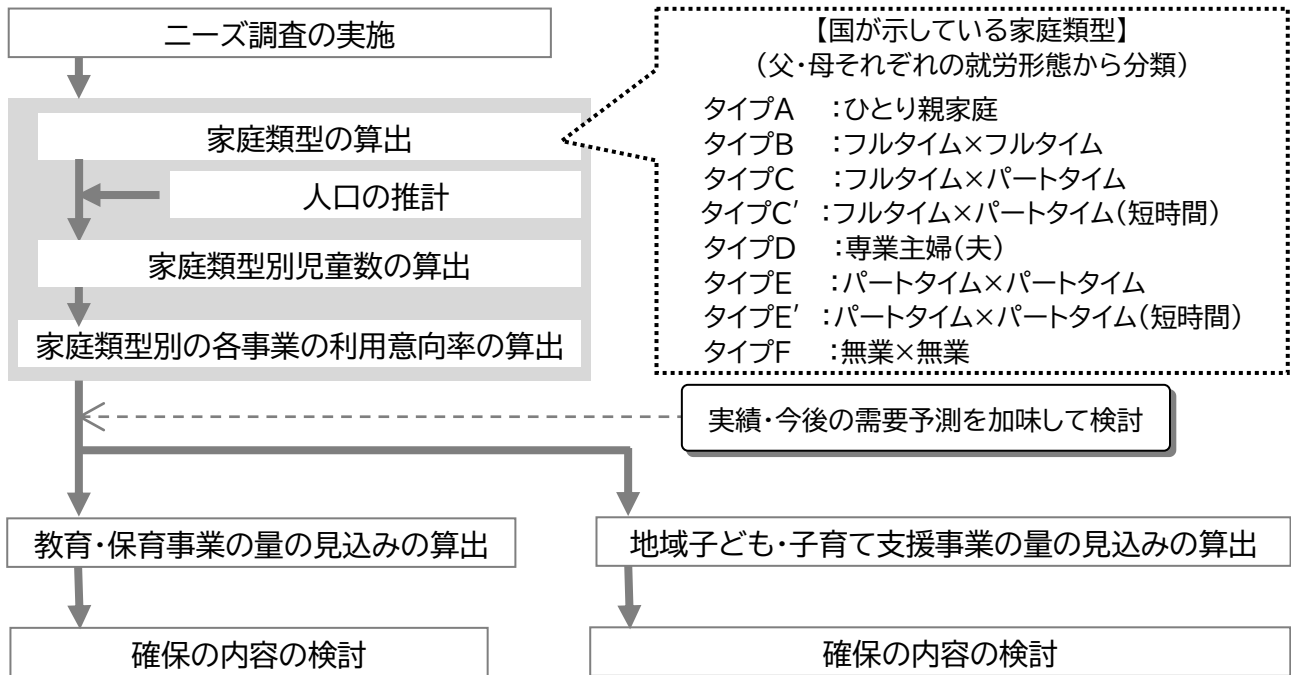
2 量の見込みの考え方について

市町村子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や潜在的なニーズを含めた利用希望を把握した上で、令和7年度を初年度とする5年間の教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容やその実施時期等を盛り込むこととされています。

本町では、令和5年度に「上市町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や潜在的なニーズを含めた利用希望を把握しました。さらに、ニーズ調査結果や、第2期計画期間中の事業の利用実績、現在の供給体制、人口推計等の今後の動向を踏まえ、目標事業量を定めました。

また、今後5年間の施設整備、事業の方向性等を踏まえ、量の見込みに対する確保方策を示しています。

■目標事業量の見込みの算出の流れ



■教育・保育、地域子ども・子育て支援事業一覧

分類	事業
教育・保育	(1) 1号認定
	(2) 2号認定
	(3) 3号認定
	(4) 乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)【新規】
地域子ども・子育て支援事業	(1) 延長保育事業
	(2) 一時預かり事業
	(3) 病児保育事業
	(4) 子育て短期支援事業
	(5) 地域子育て支援拠点事業
	(6) ファミリー・サポート・センター事業※
	(7) 利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業【新規】)
	(8) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
	(9) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業※
	(10) 妊婦健康診査
	(11) 乳児家庭全戸訪問事業
	(12) 養育支援訪問事業
	(13) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
	(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業※
	(15) 産後ケア事業【新規】
	(16) 子育て世帯訪問支援事業【新規】
	(17) 児童育成支援拠点事業※
	(18) 親子関係形成支援事業※

【新規】：令和6年の子ども・子育て支援法改正により新たに創設された事業のうち、本町で実施する事業。

※：本町では計画期間中の実施は見込んでいません。

3 教育・保育量の見込み

◆教育・保育給付認定(1～3号認定)

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園*や幼稚園、保育所、地域型保育施設（家庭的保育事業、小規模保育事業等）を利用する際に、教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定には、こどもの年齢や保育の必要性に応じて1号から3号の3つの区分があり、認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。この他、施設等利用給付認定があります。

■認定区分についての考え方

区分		1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢		満3歳以上の小学校就学前のこども		満3歳未満のこども
対象条件		保育の必要性なし	保育の必要性あり	
利用可能 施設	認定こども園*	○	○	○
	幼稚園	○		
	保育所		○	○
	地域型保育施設			○

(1) 1号認定

① 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（年あたりの人数）

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		29人	26人	25人	24人	23人
確保 方策	特定教育・保育施設	30人	30人	30人	25人	25人
	確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	② 合計	30人	30人	30人	25人	25人
③ 充足（②－①）		1人	4人	5人	1人	2人

② 確保の内容

○ 町内の認定こども園*において教育事業の提供を行います。

(2) 2号認定

① 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（年あたりの人数）

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	教育ニーズ	25人	22人	21人	21人	19人
	保育ニーズ	236人	210人	202人	193人	183人
	① 合計	261人	232人	223人	214人	202人
② 確保方策		292人	265人	250人	240人	230人
③ 充足（②－①）		31人	33人	27人	26人	28人

※施設等利用給付認定による保育利用見込数を含む。

② 確保の内容

○ 町内の保育所・認定こども園*において保育事業の提供を行います。

(3) 3号認定

① 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（年あたりの人数）

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳	10人	10人	10人	9人	9人
	1歳	59人	57人	55人	53人	52人
	2歳	66人	59人	58人	56人	54人
	① 合計	135人	126人	123人	118人	115人
確保方策	0歳	38人	35人	34人	33人	32人
	1歳	70人	65人	62人	63人	63人
	2歳	70人	65人	64人	64人	65人
	② 合計	178人	165人	160人	160人	160人
③ 充足（②－①）		43人	39人	37人	42人	45人

② 確保の内容

○ 町内の保育所・認定こども園*において保育事業の提供を行います。

(4)乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)【新規】

① 事業の概要

保育所等に通所していない生後6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

② 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（月あたりの人数）

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳	1人	1人	1人	1人	1人
	1歳	1人	1人	1人	1人	1人
	2歳	1人	1人	1人	1人	1人
	① 合計	3人	3人	3人	3人	3人
確保方策	0歳	1人	1人	1人	1人	1人
	1歳	1人	1人	1人	1人	1人
	2歳	1人	1人	1人	1人	1人
	② 合計	3人	3人	3人	3人	3人
③ 充足（②－①）		0人	0人	0人	0人	0人

③ 確保の内容

○ 事業実施に向けて受入環境等の整備を推進します。

4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 延長保育事業

① 事業の概要

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日、時間において、保育所・認定こども園*等で保育を実施する事業です。

② 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（年あたりの実人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	178 人	163 人	157 人	152 人	145 人
② 確保方策	178 人	163 人	157 人	152 人	145 人

③ 確保の内容

○ 保育士の確保等、事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 一時預かり事業

① 事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主に昼間において、保育所・認定こども園*等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

② 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（年あたりの延べ人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	5,662 人	5,173 人	4,995 人	4,816 人	4,613 人
② 確保方策	5,662 人	5,173 人	4,995 人	4,816 人	4,613 人

③ 確保の内容

○ 町内の保育所・認定こども園*において、事業の提供体制の整備を進めます。

(3) 病児保育事業

① 事業の概要

こどもが発熱等の急な病気となった場合や、体調不良や病気の回復期などで集団保育が困難な場合に、保育所等の専用スペースまたは本事業のための専用施設で看護師等が一時的に保育を行う事業です。

② 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（年あたりの延べ人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	291 人	278 人	259 人	249 人	232 人
② 確保方策	291 人	278 人	259 人	249 人	232 人

③ 確保の内容

- 町内の保育所において、継続して事業の提供体制の整備及び連携を進めます。
- 病児保育については、富山広域連携中枢都市圏内において、事業の提供体制の整備及び連携を進めます。

(4) 子育て短期支援事業

① 事業の概要

保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

② 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（年あたりの延べ人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
② 確保方策	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人

③ 確保の内容

- 事業の必要性に応じ、児童相談所等の関係機関と連携し、支援方法を検討します。

(5) 地域子育て支援拠点事業

① 事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言及びその他の援助を行う事業です。

② 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（年あたりの延べ人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	3,173 人	3,005 人	2,913 人	2,822 人	2,746 人
② 確保方策	3,173 人	3,005 人	2,913 人	2,822 人	2,746 人

③ 確保の内容

- ありんこひろば（認定宮川こども園）、さくらんぼ広場（旧上市保育園）、カンガルーひろば（音杉保育園）で事業を実施していますが、サービスの提供の必要性に応じて、事業者からの参入希望等を調査し、事業展開を検討します。

(6) ファミリー・サポート・センター事業

① 事業の概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本町では、ファミリー・サポート・センター事業は実施していませんが、就学前児童を対象に町が指定したベビーシッター事業所への助成を行っています。また、事業の必要性に応じて援助者の確保等、提供体制を検討します。

(7) 利用者支援事業

① 事業の概要

一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、こども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

こどもまたはその保護者の身近な場所、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業で4つの類型（基本型・特定型・こども家庭センター型・妊婦等包括相談支援事業型【新規】）に分かれています。

② 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（事業を行う施設数）

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	量の見込み	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	確保方策	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
特定型	量の見込み	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	確保方策	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
こども家庭センター型	量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
妊婦等包括相談支援事業型 【新規】	量の見込み	189回	186回	180回	174回	171回
	確保方策	189回	186回	180回	174回	171回

③ 確保の内容

- こども家庭センター*において、妊産婦及びすべての子育て世帯に対する切れ目ない対応を行います。妊娠時から伴走的に妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等に努めます。

(8) 放課後児童クラブ

① 事業の概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

② 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（年あたりの人数）

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		196人	190人	181人	172人	163人
	小学1年生	54人	63人	50人	48人	52人
	小学2年生	70人	52人	67人	49人	51人
	小学3年生	62人	66人	55人	66人	52人
	小学4年生	3人	3人	3人	3人	3人
	小学5年生	3人	3人	3人	3人	2人
	小学6年生	4人	3人	3人	3人	3人
② 確保方策		196人	190人	181人	172人	163人

③ 確保の内容

○ 4校区（6か所）において放課後児童支援事業を実施しており、支援員の確保を図り、事業の提供体制の整備及び質の充実を図ります。

(9) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

サービスの提供の必要性に応じて事業者からの参入希望等を調査し、事業展開を検討します。

(10) 妊婦健康診査

① 事業の概要

妊婦一般健康診査として、妊婦に対して妊婦健康診査受診票を交付し、妊娠期間中 14 回の妊婦健康診査の助成を行う事業です。

② 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（年あたりの人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	109 人	108 人	104 人	101 人	99 人
② 確保方策	109 人	108 人	104 人	101 人	99 人

③ 確保の内容

○ 関係機関との連携を図りながら、引き続き事業を実施します。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業の概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行う事業です。

支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるとともに、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とし、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

② 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（年あたりの人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	73 人	72 人	69 人	67 人	66 人
② 確保方策	73 人	72 人	69 人	67 人	66 人

③ 確保の内容

○ 職員の確保等、事業の提供体制の整備を進めます。

(12) 養育支援訪問事業

① 事業の概要

子育て支援が特に必要な家庭に対して、保健師・助産師がその居宅を訪問し、養育に関する専門的相談支援に特化し、指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育を実施する事業です。

② 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（年あたりの人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	53人	48人	47人	45人	43人
② 確保方策	53人	48人	47人	45人	43人

③ 確保の内容

○ 養育支援に携わる職員の確保・育成を進める等、事業の提供体制の整備を進めます。

(13) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

地域の関係機関が情報の収集及び共有により、支援の内容を協議する要保護児童対策地域協議会の取組強化を行う事業です。

要保護児童の早期発見及び適切な対応のため、支援のネットワークの中核機関であるこども家庭支援センターの機能及び相談支援体制の充実を図ります。また、要保護児童対策地域協議会の取組を強化し、関係機関と連携して要保護児童の支援及び児童虐待の未然防止に取り組みます。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき副食費の助成を行う事業です。

保護者からのニーズや必要性に応じ、提供体制を検討します。

(15) 産後ケア事業【新規】

① 事業の概要

出産後1年未満の母子に対し、心身の安定や育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導や療養に伴う育児等に関する指導、相談その他援助を行う事業です。

② 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（月あたりの人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	7人	8人	8人	10人	10人
② 確保方策	7人	8人	8人	10人	10人

③ 確保の内容

- 出産後の母子のこころと身体の回復を促し、安心して子育てできるようにサポートするため、助産師や看護師とともに、母子のケア、授乳や育児に関する相談を行います。また、事業の安定的な供給と利便性の向上を図ります。

(16) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

① 事業の概要

家事や子育て等に対して不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー*等がいる家庭の自宅を訪問支援員等が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、育児や家事に関する支援等を行う事業です。

② 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（世帯）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	5世帯	7世帯	8世帯	9世帯	10世帯
② 確保方策	5世帯	7世帯	8世帯	9世帯	10世帯

③ 確保の内容

- 家庭の実情に合わせて支援を提供します。ヤングケアラー*等に対する事業ニーズを鑑み、安定的なサービス提供体制を図ります。

(17) 児童育成支援拠点事業

① 事業の概要

養育環境等に課題を抱える家庭や、学校に居場所のない児童に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成、学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

本町においては、計画期間中に実施の予定はありません。必要な場合は計画の中間見直し等で検討します。

(18) 親子関係形成支援事業

① 事業の概要

児童とのかかわり方や子育てに関する悩み、不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた児童とのかかわり方などの知識並びに方法を身につけることを目的とします。講義、グループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談・助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

本町では、計画期間中に実施の予定はありません。国の指針に従い、関係機関と連携して今後の対応について検討します。

